

東住吉区社会福祉施設連絡会会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会の名称は、東住吉区社会福祉施設連絡会とする。

（事務局）

第2条 本会の事務局を社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会事務局内におく。

（組織）

第3条 本会は、区内の社会福祉関係施設をもって組織する。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、区民の福祉向上のため区内の社会福祉関係施設が連携して協力するとともに、その知識や技術の向上のため必要な研修会等を開催することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）施設相互間の親睦、連絡調整に関すること。
- （2）施設と地域社会との協働に関すること。
- （3）関係官公庁、団体との連絡調整の促進に関すること。
- （4）その他目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 役 員

（役員）

第6条 本会には、次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）幹事 若干名
- （4）会計 1名 事務局
- （5）監事 1名

（役員を選出）

第7条 会長、副会長、幹事、会計、幹事は総会において会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、本会の運営にあたる。
- 4 会計は、連絡会の経理を掌理する。
- 5 監事は、会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、選任後から2年後の総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議)

第10条 会議は会長が招集し、その議長となる。

- (1) 定期総会は年1回とし、本会の議決機関とする。
- (2) 必要に応じて、役員会及び臨時総会を開くことができる。

第5章 会 計

(会費及び会計年度)

第11条 本会の活動に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会費は、総会開催時に納入するものとし、1法人につき1,000円とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第6章 そ の 他

(会則の変更)

第12条 この会則は、総会の議決を経て変更することができる。

- 附則
- 1 この会則は、平成10年5月14日から施行する。
 - 2 この変更後の会則は、平成24年11月16日から施行する。
 - 3 この変更後の会則は、平成30年2月21日から施行する。
 - 4 この変更後の会則は、令和5年11月9日から施行する。